

都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成29年10月24日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第40号

都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(静岡県都市公園条例の一部改正)

第1条 静岡県都市公園条例(昭和38年静岡県条例第22号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第18条 法第5条の3の規定により知事に代わってその権限を行う者は、この章の規定の適用については、知事とみなす。	第18条 法第5条の11の規定により知事に代わってその権限を行う者は、この章の規定の適用については、知事とみなす。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜名湖ガーデンパークの設置、管理及び使用料に関する条例の一部改正)

第2条 浜名湖ガーデンパークの設置、管理及び使用料に関する条例(平成21年静岡県条例第49号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第38条 法第5条の3の規定により知事に代わってその権限を行う者は、この章の規定の適用については、知事とみなす。	第38条 法第5条の11の規定により知事に代わってその権限を行う者は、この章の規定の適用については、知事とみなす。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。